

グループ保険の保険料決定について

2024 年 12 月に募集したグループ保険に係る保険料につき、下表のとおり決定しましたのでお知らせします。新保険料は、2 月分給与天引きより適用となります。また、保険期間は、2025 年 2 月 1 日から 2026 年 1 月 31 日までの 1 年間です。

保険料一覧表（月額）

（単位：円）

保険金		万円 500	万円 1,000	万円 1,500	万円 2,000	万円 2,500	万円 2,950
年齢区分							
18 歳 6 ヶ月超	男性	455	912	1,368	1,824	2,280	2,690
35 歳 6 ヶ月	女性	317	635	952	1,270	1,587	1,872
35 歳 6 ヶ月超	男性	569	1,140	1,709	2,280	2,849	3,362
40 歳 6 ヶ月	女性	485	971	1,457	1,943	2,429	2,865
40 歳 6 ヶ月超	男性	747	1,496	2,244	2,993	3,740	4,413
45 歳 6 ヶ月	女性	584	1,169	1,754	2,339	2,924	3,449
45 歳 6 ヶ月超	男性	1,044	2,090	3,135	4,181	5,225	6,166
50 歳 6 ヶ月	女性	802	1,605	2,407	3,210	4,013	4,734
50 歳 6 ヶ月超	男性	1,511	3,022	4,534	6,045	7,557	8,916
55 歳 6 ヶ月	女性	1,085	2,170	3,255	4,340	5,425	6,401
55 歳 6 ヶ月超	男性	2,166	4,333	6,500	8,667	10,834	12,783
60 歳 6 ヶ月	女性	1,384	2,768	4,153	5,537	6,922	8,167
60 歳 6 ヶ月超	男性	3,050	6,100	9,150	12,200	15,250	17,995
70 歳 6 ヶ月	女性	3,050	6,100	9,150	12,200	15,250	17,995

※ 年齢は 2025 年 2 月 1 日現在です。

※ 加齢によって年齢区分が変更になった方は上位区分の保険料に増額となります。

※ 配偶者の保険料は上表のうち配偶者が夫の場合は男性欄、妻の場合は女性欄記載の保険金（500 万円または 1000 万円）の保険料が適用となります。

※ 子は 1 人一律保険金 300 万円で、保険料月額は 210 円です。

（注）

1. 子の誕生日が 2002(平成 14)年 8 月 1 日以前の場合、保険期間満了（保険年齢 22 歳超過）により自動脱退となります。
2. 次回の新規加入及び変更（増・減額、脱退）の手続きは、本年 12 月を予定しています。
3. 2 月中旬に加入内容を記載した「加入通知書」を所属会社経由で配布する予定です。
4. 定年退職の方で、予め継続手続きをした場合以外は、退職月の翌月をもって自動的に脱退となります。脱退に係る特段の手続きは必要ありません。

以 上

■ 共済組合の業務内容、最新情報等についてはホームページに随時掲載しています。

また、過去の共済組合報、各種申請書用紙、ガイドブックなどがダウンロードできます。

<https://www.sotetsu-kyosai.jp/>